

第5回延岡市農業委員会会議録

(平成29年10月27日)

1. 開催日時 平成29年10月27日(金) 午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 3名 遅刻委員 1名
5. 出席農地利用最適化推進委員 7名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	甲斐秀雄
10		11	田中昇	12	
13		14		15	
16	木村俊一	17		18	松原学
19	山本光公	20	矢野政治	21	赤木常信
22		23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 24 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
議案第 25 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)
議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
議案第 29 号 農地法第4条許可申請について
議案第 30 号 農地法第5条許可申請について

- 報告第 12 号 農地法第4条届出について
報告第 13 号 農地法第5条届出について
報告第 14 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 15 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 7 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	総合農政課 主任主事	市來 幸司		
北浦産業建設課 専門主事	高橋 修				

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今年の夏は非常に暑くて長くて大変でしたけど、今頃になって台風が接近するなど異常な気象となっています。また次の台風が近づいていますので注意をお願いします。</p> <p>それでは、ただ今から第5回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数19名中15名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号5番 松下康廣委員と委員番号16番 佐藤純子委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第24号の農地法第3条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第30号 農地法第5条許可申請についてまで議案7件、報告案件が4件、協議案件が1件となっています。</p> <p>それでは議案第24号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番の説明を委員番号17番 牧野博文委員よりお願いいたします。</p>
牧野委員	<p>みなさん、こんにちは。委員番号17番の牧野です。整理番号1番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在地は小野町で田が7筆、畑が2筆の合計3,446㎡、貸人は小野町在住の80歳の方で借人は同じく小野町在住の51歳の方です。契約期間は平成29年11月1日から平成39年10月31日の10年間となっています。借人の経営状況は、5,028㎡で労力は2人。理由は後継者への経営移譲です。10月22日に現地調査を行いました。田の方は水稻の収穫前でした。畑の方は、栗と野菜が栽培されていました。地域との調和につきましても何ら問題ありませんでした。貸人は高齢であるために農業を続けることができないため、後継者である息子さんに経営移譲するということになったようです。借人は農業に対する意欲、経験等、十分であり特に問題は無いと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、整理番号2番の説明を委員番号10番 片部芳徳委員となっておりますが、欠席のため最適化推進委員の甲斐秀雄委員よりお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>みなさん、こんにちは最適化推進委員の甲斐です。担当農業委員が欠席のため代理で整理番号2番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在地は小川町で田2筆、畑1筆の計3筆の計3,257㎡です。貸人は小川町在住の77歳の方で、借人は浜町在住35歳の方です。契約期間は平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5年となっています。借人は新規就農者で主に水稻を栽培するというので、貸人の方の指導の下で行うということです。農業機械についても貸し人の方が貸すということです。労力人は3人です。10月26日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましても何ら問題はありませんでした。貸人は高齢のため農業を続けることができないということで、貸人の姉の息子さんになる借人に耕作して貰う</p>

	<p>こととなったようです。借人は農業に対する意欲は十分にあると思いますので特に問題はないと思います。どうかご審議の方をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号3番と4番の説明を委員番号14番 大戸孝一委員よりお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>はい。委員番号14番の大戸です。整理番号3番と4番についてご説明いたします。整理番号3番案件の農地の所在は北浦町市振の畑1筆 408㎡です。整理番号4番案件の農地の所在も北浦町市振の畑1筆 435㎡となっています。貸人は2人とも北浦町在住の方で借人も北浦町在住の55歳の方です。契約期間は平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間となっています。借人の経営状況は7,782㎡で労力人は2人、理由は経営規模拡大となっています。10月26日に現地調査を行いまして地域との調和要件についても問題ありませんでした。貸人は2人とも高齢のため農業を続けることができないということで借人に貸すことになったようです。借人は農業に対する意欲・経験等、十分であり特に問題はないと思いますのでご審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局の甲斐です。よろしく申し上げます。 それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、4件とも問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をいたします。 続きまして議案第25号 農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。 それでは整理番号1番について委員番号13番 松田宗史委員となっておりますが、少し遅れるということなので、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。松田委員が遅れていますので代わりに事務局で説明をいたします。 議案第25号 農地法3条の規定による所有権の移転 整理番号1番について説明いたします。農地の所在は祝子町で田が1筆の面積が499㎡、譲渡人は祝子町在住の男性の方で譲受人も祝子町在住の男性の方です。経営状況は37,606㎡で労力人は1人、今回の理由が農業経営規模拡大となっています。10月27日に現地確認を行いまして地域との調和要件については何ら問題ありませんでした。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号2番について委員番号3番 井本みつよ委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>こんにちは。委員番号3番の井本です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は北川町で田1筆の227㎡です。譲渡人、譲受人ともに北川町在住しており、間柄は兄弟です。譲渡人が弟で24歳、譲受人が兄で28歳の方です。譲受人の経営状況は24,054㎡で労力人は5人です。理由は後継者への経営移譲となっています。10月24日に私と柳田農業委員、矢野推進委員の3人で現地調査を行いまして地域との調和要件につきましても特に問題ありませんでした。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号3番については委員番号4番 柳田慧子委員より説明をお願いいたします。</p>
柳田委員	<p>みなさま、こんにちは。委員番号4番の柳田です。整理番号3番について説明いたします。</p> <p>10月24日に推進委員の矢野委員と井本農業委員と私と譲受人の4名で現地調査を行いました。農地の所在は北川町で田6筆の合計823㎡です。譲渡人は日向市在住の方で、譲受人は北川町在住の48歳の方です。譲受人の経営状況は5,381㎡で労力人は3人、理由は農業経営規模ということです。当該下塚地区は地区全体で、シキミ栽培がされており、組合も組織され活発な活動がされています。譲渡人は日向市に転出したために今回、所有権を移転することにしたようです。譲受人はシキミ栽培の知識・経験等十分であり、特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号4番について委員番号11番 吉本尚人委員より説明をお願いいたします。</p>
吉本委員	<p>はい。委員番号11番の吉本です。整理番号4番案件についてご説明いたします。農地の所在は北方町板下で畑が3筆の合計1,576㎡です。譲渡人は北方町板下地区在住の方で譲受人も北方町板下地区在住の85歳の男性の方です。</p> <p>譲受人の経営状況は4,883㎡、労力人は2人で理由は農業経営規模拡大となっています。10月23日に推進員の福谷さんと譲受人と私の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては特に問題ありませんでした。譲受人は高齢ですが長男が主に農業をされており定年後も続けて農業を行うということで今回の申請となりました。譲受人は農業に対する意欲・経験等も十分であり特に問題ないと思いますので皆様のご審議のほどをよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは先程の調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、4件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各担当委員及び事務局からの説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。</p>

委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入りたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。続きまして議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは議案第26号 農用地利用集積計画について説明いたします。議案書は6ページとなっています。貸し人や借り人等の詳細につきましては議案書に記載のとおりで契約内容は整理番号1番が5年、整理番号2番が4年の両方とも賃借権となっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をさせていただきます。続きまして議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分であります。それでは事務局に説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第27号農用地利用集積計画、JA延岡分について説明いたします。議案書は8ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は5年から6年の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局からの説明が済みました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。</p> <p>なお、整理番号 1 番、2 番につきましては、委員番号 17 番 牧野博文委員、整理番号 3 番につきましては、委員番号 12 番 田口正幸委員とそれぞれ関連がございますので、退室後の審議とさせていただきます。それでは整理番号 1 番、2 番について審議いたします。牧野博文委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員退室)</p>
議 長	<p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転分）整理番号 1 番、2 番について説明いたします。議案書は 10 ページとなります。譲渡人、譲受人については議案書に記載のとおりで、農地の所在は片田町、田が 4 筆の面積合計 3,576 ㎡となっています。今回 2 筆ずつの交換となっています。面積が足りていない分については対価で支払うということで整理番号 1 番のみ発生しております。理由が有効利用をするための交換となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>牧野博文委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員入室)</p>
議 長	<p>続きまして整理番号 3 番を審議いたします。田口正幸委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(田口委員退室)</p>
議 長	<p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転分）整理番号 3 番について説明いたします。議案書は 10 ページとなります。譲渡人は、富美山町在住の女性の方で譲受人は北方町蔵田の法人となっています。農地の所在は北方町蔵田で畑が 1 筆の面積が 942 ㎡です。契約内容は議案書に記載のとおりです。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>

委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。 田口正幸委員の入室をお願いいたします。 (田口委員入室)
議長	それでは続きまして整理番号4番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第28号 農用地利用集積計画(所有権移転分)整理番号4番について説明いたします。議案書は同じく10ページとなります。譲渡人、譲受人とも北浦町在住の男性の方で、農地の所在は北浦町古江の畑が2筆です。面積の合計が1,222㎡で契約内容は議案書に記載のとおりです。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。 続きまして議案第29号 農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分でございます。それでは整理番号1番について委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	はい。議案第29号 整理番号1番について説明いたします。農地の所在は吉野町で田が2筆の280㎡です。今回の申請人は福岡県大野城市在住の女性の方です。10月25日に県担当者、事務局2名、山田推進委員、私と土地を管理している申請人の甥と6名で現地調査を行いました。地図をご覧いただいたら分かるように周りは山に囲まれており、現地に行くのにも手こずるような所でした。昔の人はよくこのような所で田を耕作していたなと感心した次第であります。現在、杉が植えてあり追認ということで始末書の添付もあり問題ないと思います。将来的にはこの辺り一帯を開拓して果樹園を作りたいとのことでもありました。みなさまのご審議のほどをよろしくをお願いいたします。
議長	続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっています。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合せても

	<p>一般基準に問題はありません。あと、周囲は山林ということで営農上にも支障はないと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、甲斐壽徳委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について委員番号 10 番 片伯部芳徳委員となっておりますが欠席のため、田中昇推進委員より代理で説明をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>はい。最適化推進委員の田中です。片伯部農業委員が都合により欠席のため代わって説明したいと思います。</p> <p>議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請 整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は浜砂 3 丁目で田が 1 筆の 872 m²のうち 162 m²です。貸人は浜砂 2 丁目在住の男性の方で借人は古城町の株式会社です。一時転用で仮設の現場事務所と資材置場となっております。10 月 25 日に農業委員、事務局 2 名、申請者、県担当者と私で現地確認を行いました。申請地より南側でアパートの建設を行っており、その現場事務所ということで今回の申請となっております。一時転用ということで工事が終わり次第、現状回復するということになっております。以上、皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番につきましては農振農用地となっております。農振農用地の転用につきましては、原則不許可となっておりますが今回一時転用ということで原状回復をするということをご条件にしておりますので、立地基準に問題はありませんでした。また他法令と照らし合せても一般基準に問題はございません。あと排水計画もしっかりしており周囲の営農上にも支障はないと判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、田中推進委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 12 号農地法第 4 条の届出についてです。議案書の 18 ページに記載されております。全部で 3 件の届出があり、田が 3 筆の 988 m²となっております。続きまして報告第 13 号農地法第 5 条届出についてです。議案書の 20 ページに記載されております。全部で 6 件の届出があり、田が 2 筆の 643 m²、畑が 6 筆の 646.91 m² 合計 8 筆の 1,289.91 m²となっております。報告</p>

	<p>第12号、13号につきましては申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。</p> <p>続きまして報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の22ページに記載されております。3件の届出があり、田が5筆の5,123㎡、畑が1筆の2,103㎡ 合計6筆の7,226㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の24ページに記載されております。1件の届出があり田が1筆の136㎡となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、報告がありました。報告内容について、ご質問等はありませんか。</p> <p>無いようなので続きまして協議第7号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>はい、総合農政課より協議第7号農用地利用配分計画（案）について説明します。</p> <p>この案件は平成27年9月に審査11月1日で県により設定していただいていた分なのですが、今年の3月に前に受けていた方が都合により今年度から耕作できなくなったと総合農政課に連絡がありました。それに伴って受け手の変更ということで、契約者変更をした案件となります。今年の作付けから借受者である岩佐様が耕作しております。今回は新規の契約ではなく、契約者の変更ということになっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、総合農政課より説明がございました。協議第7号についての質問等はありませんでしょうか。</p> <p>はい。甲斐委員。</p>
甲斐委員	<p>委員番号2番の甲斐です。確認ですが、先ほどの報告事項にありました第14号の整理番号3番と今の協議第7号が一緒ということでしょうか。</p>
総合農政課	<p>はい。そのとおりです。前耕作者の方が合意解約をして上で契約者変更をさせていただいています。</p>
議 長	<p>ということですが、甲斐委員よろしいでしょうか。</p>
甲斐委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして第5回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
	<p>次回定例農業委員会 11月28日（火） 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

5 番 松 下 康 廣

16 番 佐 藤 純 子